

# 杭を残して悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査⑧

地籍調査Q&A ②



## Q6 境界立会は必ず行かなければならないのですか

**A6** 土地の境界は、隣接する土地所有者同士で決めていただく必要があります。境界の立会いが行われなければ、その土地だけでなく隣地の土地も「筆界未定」となります。調査後、大変な手間と費用が個人負担となります。こうしたことにならないよう、必ず立会っていただきますようお願いします。

## Q7 地籍調査で民地と民地の境界についても村が決めてくれますか

**A7** 地籍調査は、あくまでも隣地土地所有者同士で決めた境界を確認し調査を行うもので、村が民々境界を決定することはできません。事前に関係者と協議し境界確認を行っておいてください。

## Q8 立会いが行われない場合や、立会っても境界が決まらないときは

**A8** 「筆界未定」として処理し、法務局に送付します。

## Q9 「筆界未定」を解消するためには

**A9** 「筆界未定」として登記された土地は、地籍図に境界（線）が表示されず正確な面積もわかりません。地籍調査後に解決した場合には、土地所有者の費用によって、地図訂正（境界確定・測量）の登記申請を行うこととなります。改めて村で調査することはありません。

## Q10 登記簿の面積と調査後の面積が異なった場合、調整は

**A10** 境界の確定については、あくまでも土地所有者同士で決めていただき、確定した境界にて測量を行います。その結果が登記簿面積と異なっても、面積の調整は行いません。また、法務局に備付けられている公図の多くは、明治時代の地租改正によってつくられたものを元にしていて、大部分の土地に、面積の増減が発生します。

**地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。**  
建設課地籍調査担当 ☎82-1222 出典：地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)

## 子どものしあわせのために

### \* 児童扶養手当制度

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある場合は20歳になるまでです。

### 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

### \* 特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

### 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226

## 総務課・議会事務局からのお知らせ

### 村長交際費について

村長の10月から12月の交際費については、支出はありませんでした。

### 議長交際費について

議長の10月から12月の交際費については、支出はありませんでした。

納税は便利で安全な口座振替をご利用ください